

富士宮市立富士根南小学校「学校いじめ防止基本方針」

「いじめをなくしたい」

子供、保護者、教職員、地域住民すべての人の願いです。



いじめをなくすためには「一人一人が、かけがえのない存在である」という基本的な考え方をすべての人が共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。幸い本校には平成25年度から学校応援団「PTA+C」(地域学校協働本部事業)が発足し、子供の成長のためにできることを地域社会総掛かりで取り組んでいます。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士根南小学校全ての子供が安全・安心に充実した学校生活を送り、学校教育目標「夢をもって、自ら考え 共に学ぶ子」を具現することができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や委員会、クラブ、通学区の者、当該児童がかかわっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2)「攻撃」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注4)けんか等を除く。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。加えて、集団において、「傍観者」として周りで見ている振りをしてかかわらない子供がいたりすることにも気を付ける必要があります。始めは楽しんでいた遊びから発したものであっても、当該児童が苦痛を感じるようになってしまった場合もいじめの心配があります。

(3) いじめ問題への対応は地域社会総掛かりで

学校における最重要課題の一つであるいじめ対応は、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。教育の根幹は「どの子もかけがえのない一人一人の存在である」という人権尊重にあります。また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じように人権意識にかかわる中で起こります。したがって、いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、地域社会総掛かりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組(方針)

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、次の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

○ 教職員間の「認識の共有」

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。どのような行為がいじめに

当たるのか、どのような行為を許してはならないのか、どのような対応が適切なのか等、全職員で一致できる線を明らかにします。そのために、終礼・職員会議等で情報共有をし、全職員が被害者・加害者を知ることで、多くの目で再犯防止に努めます。

- 子供には、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、子供には「これもいじめ」に当たるという実例を分かりやすくプレゼンなどで示し「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

- 全校集会や学級活動、便りなどで、子供へいじめの定義を繰り返し知らせていきます。

(2) いじめが起こりにくい集団づくり「人間力向上一健やかでたくましい心を育む」

○居場所づくり

いじめの背景にはストレスやその原因となる要因(ストレス)等が存在します。子供が安心できる、自己有用感がもてる、そんな居心地のよい学級になるような授業づくりをします。

また、責任ある行動をとれるようになったり、友達と温かな人間関係が築けるようになったりすることに重点を置き、ルールとリレーションの構築を学級集団づくりを柱にして、笑顔・思いやりあふれる学級や学校をつくります。

○絆づくり ― コミュニケーション力の育成

他人を攻撃しないですませる強さや自信を子供がもつ上で、人とかかわることを喜びと感じる体験は不可欠だと考えます。そのためには、全ての子供に充実した集団活動を経験させることが大切です。子供が、共同的な活動に主体的に取り組む中で、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じとる。そうした「自己有用感」がベースとなり、互いを認め合う中から生まれる『絆』という感覚、その感覚によってつながった人間関係を、子供自らが更に紡いでいく「絆づくり」がいじめが起こらない集団を形成します。

(参照「いじめに備える基礎知識」文部科学省国立教育政策研究所)

絆づくりには、自他の個性の尊重、互いの身になって考え、相手の良さを見付けようと努めるための取組が必要です。そのために以下の取組を行います。

- ・学習形態の工夫(ペア学習、グループ学習)。グループ給食。
- ・「人間関係づくりプログラム」の実施。効果測定ソフトの活用。年2回のQ-Uの活用。
- ・あたたかな聴き方・やさしい話し方。
- ・クラス遊びの推進。
- ・道徳コーナーの設置。
- ・友達のよさに気付き、お互いに尊重し合う集団づくりのために、帰りの会において「きらきら見付け」の時間を設置。うれしかった言葉、悲しかった言葉の掲示。

○規律・学力・自己有用感 ― よりよく生きようとする態度

子供が安全、安心に学校生活を送ることができる。そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感、そのために「全員で学び合う授業」を目指します。

「全員で学び合う授業」とは「全員で『分からない』を共有し、見方・考え方を働かせたり、根拠を明らかにしたりしながら思考している」「他者との対話を通して『分からない』を共に解決したり新たな価値付けをしたりする」と捉え研究を進めます。

- ・研修テーマ「全員で学び合う授業～「あたたかな聴き方・やさしい話し方」を通して思考し、「分からない」を共に解決する」に向け、研修を推進します。

「全員で学び合う授業」の重点具現

- ・分からないを大切にする。
 - 「教師の出番の精選」
 - 聴くと待つ。黄金の声掛け。見方考え方を働かせる焦点化。
 - 「判断力を高める」
 - 意思表示場面の設定

また、授業中に正しい姿勢を保つことに慣れさせたり、授業の開始時刻に遅れない、忘れ物をしないことなどを習慣付けたりすることも大切です。今、そして将来に、子供が困らないように育てるためには、授業や行事を通して基本的な生活習慣や行動規範を獲得することも大切と考えています。

- 人と上手にかかわる方法について、先輩やスクールカウンセラーなど、講師からの話を聞ける場を設けます。

- ・本校卒業の様々な職種の方からの話。学校応援団「PTA+C」

(3) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

- ・人間関係プログラム1から3の実施。



- ・道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるよう指導します。
- ・学級活動、委員会活動などでは、日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
学級会活動・児童会活動議題「どんな学校にしていきたいか」

- インターネット・SNSの使用について話し合い、誹謗中傷という形でいじめをなくします。
 - ・情報モラル教育。(学活やアクティブタイム等を使い、適宜実施する)
 - ・富士根南小ICTマスターになるために(南小のICT活用のルール)を用いた、より良い活用方法の啓発。
 - ・市内小・中・高の生活の重点厳守。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見(認知)

- 日頃から、子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子供の気になる変化や行為について学年部会等で情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- いじめを受けていると思われる子供がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常であれば心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知します。そのときの教師の抱いた違和感を大切にします。
- 例えば小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・気になる変化が見られたときや、遊びやふざけのように見えるが気になる行為があった等の場合、察知した職員が5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を担当や学年部・生徒指導主任と情報共有します。また、子供の日記や会話からの情報を大切にしていきます。そこで得られた目撃情報等を集約し必要に応じて関係者を招集します。
 - ・子供が教職員に相談してくれた場合には、その思いを真摯に受け止めるようにします。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施します。
 - ・日記などの個人ノート等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口(「ハロー電話 ともしば」055-931-8686)について広く周知するとともに、子供及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに、情報を学年部・生徒指導主任・管理職と共有します。
- ①いじめの疑いがあるような行為の知らせを受けた対策チーム「いじめ対策委員会」は、いじめとして対応すべき事案か否かを調査、判断し、今後の対応について確認します。
- ②加害・被害児童双方からの聞き取りをし、実態を正確に調べます。
- ③在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査も実施します。
 - ※いじめであると判断された場合
- ④保護者への対応と事後の具体的な提案を考えます。(再発防止策、安全確保等)
- ⑤重大事態の場合は、市教育委員会、警察と連携して対処します。
以上の記録は学年でまとめ、指導に生きる活用をします。

【重大事態とは】

- ①いじめにより、当該学校に在籍する子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより、当該学校に在籍する子供が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
「いじめ防止対策推進法第二十八条」より

【警察との連携とは】

- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する子供の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。
同法「第二十三条」より
いじめ行為には問題の解消まで「いじめ対策委員会」が責任をもって取り組みます。
- ※いじめの疑いがあるような行為とは「いじめかもしれないと疑われるもの全て」

【いじめのレベル】

レベル1: 日常的な衝突

レベル2: 教育課題としてのいじめ

レベル3: 法的問題としてのいじめ

参照 講演「いじめ防止対策推進法と学校教育」

坂田 仰 日本女子大学教授

いじめのレベルを判断し、その後の対応を考えていきます。

- いじめ対策委員会構成員の充実をめざします。現在は本校教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成されていますが、必要に応じて相談にのっていただける福祉の専門家、弁護士、医師、警察、経験者など外部専門家の方を探していきます。
- いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、「いじめ対応マニュアル」として、チェックリストによる点検を行います。
- いじめにあった子供、及び、いじめを知らせてきた子供の安全を確保します。

【いじめにあった子供への対応】

- ・子供にとって良き相談者になる。
- ・子供には不安感や恐怖感等がある。さまざまな気持ちに共感し、安心感を与える。
- ・様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしない。
- ・何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝える。
- ・子供に次のことは言わない。「無視なさい」「悩む必要はない」「あなたにも悪いところがある」「弱いからいじめられる」等。
- いじめをした子供に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上など、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

【いじめをした子供への対応】

- ・些細ないじめでも、全てが対応の対象。悪いことは悪いとしっかり伝えていく。
- ・聞き取りは、最初から「いじめ」と言わず、自分の行為にどのような認識をもっているかを確認していく。
- ・行為には信念をもち毅然として接し、一方、行為の背景や抱えている課題については分析、対応し、その子の成長につながる指導を目指す。
- いじめられている子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合には直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えるよう、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。
- 学校のいじめに対する措置
 - ・いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われるときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、設置者に報告します。
 - ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
 - ・必要に応じて、いじめを行った子供を、いじめを受けた子供が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにする手立てを講じます。
 - ・いじめを受けた子供の保護者と、いじめを行った子供の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることを求めます。
 - ・校長及び教職員は、いじめを行った子供に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

(「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より)

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年便りの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。学校応援団「PTA+C」による相談体制を整えていきます。
- 組織の中にPTA会長や地域の方(民生委員等)に入っていただく体制づくりに取り組みます。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
 - ・生徒指導便り「南風」ーあたたかい風は南からー
- 可能な限り早い対応を心掛け、学校側、被害者側、加害者側の子供・保護者が話し合える場を設けることができるように対応します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の対処の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処します。